

令和7年度市民税・府民税・森林環境税特別徴収について

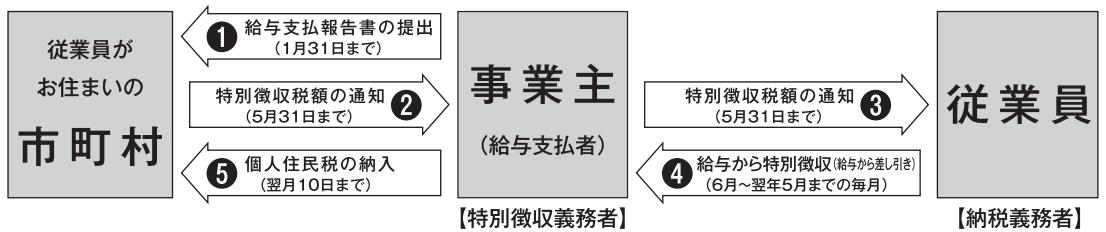
市民税・府民税・森林環境税の特別徴収につきましては、常日頃ご多忙の中、格別のご配慮とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、本年度分の市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額を別紙のとおり決定いたしましたので、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願いいたします。

大阪府と府内市町村からの重要なお知らせです

大阪府と府内市町村では、原則として、すべての事業主の皆様を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の給与からの特別徴収を徹底しています。

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与を支払う際に、従業員の個人住民税を差し引いて、納税義務者である従業員に代わって、従業員の居住する市町村に納入していただく制度です。（地方税法第321条の4及び各市町村の条例により定められています。）従業員の個人住民税は、所得税と同じく事業主による特別徴収（給与から差し引き）が法律で義務付けられています。※従業員には、パートやアルバイトのように非正規雇用者であっても、前年中に給与の支払いを受けており、4月1日において給与の支払いを受けている方を含みます。

特別徴収制度のしくみ



特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化について

令和6年度から、個人住民税の特別徴収税額通知の受取方法が以下のように変わりました。

- 特別徴収義務者用通知（会社用）の電子副本が廃止されました。
 - 納税義務者用通知（従業員用）の電子データでの受取ができるようになりました。
- ※電子データか書面の選択制になりました。

目次

- 特別徴収税額の納入等について 1~2ページ
- 納入済通知書の修正方法 3ページ
- 退職者に係る市民税・府民税納入申告書 4ページ
- ゆうちょ銀行・郵便局の指定について 4~5ページ
- 退職所得に係る市民税・府民税納入申告書兼内訳書 6ページ
- 給与所得者が退職・転勤など異動があった場合 7~8ページ
- 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 9ページ
- 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 10ページ
- 普通徴収から特別徴収への変更依頼書 11ページ
- 市民税・府民税特別徴収税額の納期の特例申請書 12ページ

※異動届その他届出書類は泉大津市のホームページからダウンロードできます。ホームページ上段の検索ボックスに「市税の申告書」と入力して検索してください。

大阪府泉大津市役所 税務課

〒595-8686 大阪府泉大津市東雲町9番12号
TEL (0725) 33-1131 (代表)
内線 市民税係 2139・2140・2141
HP URL: <https://www.city.izumiotsu.lg.jp/>

特別徴収税額の納入等について

(1) 令和7年度特別徴収税額の納税者への通知書

特別徴収税額通知書の（納税義務者用）を納税者に配付してください。

(2) 特別徴収義務者用通知書の個人「特別徴収税額」欄

この欄には該当する方の特別徴収税額のすべてが記載されますので、年度内で別の特別徴収義務者から、特別徴収されたことがある場合等「納付額」欄の合計と一致しないことがあります。

(3) 特別徴収税額の納入期限等

別紙特別徴収税額の通知書による月割額を給与から徴収し、翌月の10日（10日が土曜日、日曜日及び祝日のときは、金融機関の翌営業日）までに納入してください。

※納入が遅れた場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ税額に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「延滞金特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。なお、計算した延滞金額の100円未満の端数または全額が1,000円未満のときは切り捨てます。

(4) 納税者の異動届出について

納税者のうち退職、転勤等により給与の支払いを受けなくなった場合は「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（9ページ）に必要事項を記入の上、翌月10日までに必ず提出してください。

また、一括徴収した場合、あるいは非課税者についても「異動届出書」を提出してください。

※異動届出書の提出が遅れたり、提出がなかった場合は、退職者や転勤者の未徴収税額を特別徴収義務者に対して督促・催告状を発するばかりでなく、納税者に後で一度に未徴収税額を納付していただくことになる場合がありますので、必ず期日までに提出してください。また、納税者が死亡したときは、相続人等の住所、氏名、続柄を「死亡退職された場合（残額は普通徴収となります）」欄に記入してください。

(5) 退職者の未徴収税額の一括徴収

1月1日から4月30日までに退職した人の未徴収税額については、本人の申出の有無にかかわらず一括徴収することが義務付けられています。（6月1日から12月31日までの間に退職した人の未徴収税額については、本人の了解を得て一括徴収していただきますようお願いします。）また、出国や退職される外国人の方の未徴収税額については、一括徴収による納入にご協力をお願いいたします。

(6) 退職手当に係る市・府民税の納入

退職手当に係る市・府民税は、別紙納入書の表面の退職欄に税額を記載してから、裏面退職所得用「納入申告書」に必要事項を記載して、翌月10日までに給与分と併せて納入書によって納入してください。なお、特別徴収義務者が個人事業主の場合は、特別徴収納付書の裏面の納入申告書には記入せず、4ページの納入申告書を本市に直接ご提出ください。

お知らせ

市民税・府民税の計算方法が下記のとおりとなっております。

◆税額の計算方法(100円未満の端数切捨て)

$$\text{市民税} = \text{退職所得} \times 6\%$$

$$\text{府民税} = \text{退職所得} \times 4\%$$

退職所得の金額(1,000円未満の端数切捨て)は、
（退職手当の支払金額－退職所得控除額）×2分の1
となっております。

※なお、平成25年1月1日以降に支払われる退職所得の課税方法について役員等（役員等として勤務年数5年以下の者に限ります。）の場合は退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置が廃止されています。

また、役員等以外の者についても、令和4年1月1日以降に支払われる退職金のうち300万円を超える部分については、退職所得控除を控除した残額の2分の1とする措置が廃止されています。

(7) 退職手当等の支払に係る特別徴収票の提出について

退職手当等の支払をする場合は、本年1月1日現在における住所所在地の市町村長に各人別の「特別徴収票」を提出してください。

(8) 納入場所

- 泉大津市指定金融機関派出所（市役所内）
- 三井住友銀行・りそな銀行・池田泉州銀行・大阪信用金庫の本店、支店及び出張所
- みずほ・関西みらい・紀陽・南都の各銀行、
　　いづみの農業協同組合・近畿労働金庫・近畿産業信用組合・ミレ信用組合（令和7年4月1日現在）
- ゆうちょ銀行・郵便局（「ゆうちょ銀行・郵便局の指定について」（4～5ページ）をご参照ください。）

特別徴収義務者へ（お願い）

- 当市から通知させていただきました特別徴収義務者及び納税者の名称（氏名）、所在地（住所）等が違っていましたら、ご連絡ください。（特別徴収義務者の変更届は本しおり（10ページ）に添付）
- 年の途中に就職された方から、特別徴収の申し出があった場合は、本しおり添付の「普通徴収から特別徴収への変更依頼書」（11ページ）にて、ご依頼ください。
- 納税者に異動（転勤、退職等）がありましたら、速やかに「異動届出書」（9ページ）をご提出ください。

◎ 納入金額が印字されている金額と異なる場合
(年度途中で税額が変更となった場合等)



納入すべき金額が納入金額（1）の欄の金額と異なるときは、右記のとおり納入金額（1）の欄を横線で抹消してください。
変更後の納入額を納入金額（2）の欄に記入してください。

◎ 納入金額が印字されている金額と同じ場合

何も記入しないでください。

※ 納入の際は、該当月分の納入書をご利用ください。

なお、誤って記載された場合は、必ず予備の用紙(納入書つづり)の末尾にある月分の表示がないものに該当月を記入の上ご利用ください。

(例) 12,300円が20,000円に変更になった場合

大阪府泉大津市 個人市民税
個人府民税 納入済通知書 (公)

市区町村コード	口座番号	加入者名
272060	00920-5-960037	泉大津市会計管理者
月分	固定番号	納入金額(1) 円
年		12,300
272060		給与分 (一括徴収 分を含む)
		20000
納入金額(1)に変更等ない場合は何も記入しないでください。		退職所得分
		延滞金
納期限	年月日	合計額
取りまとめ店		20000
〒539-8794 大阪府金事務センター		(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 氏名 又は 名稱
領 収 日 付 印		納

上記のとおり通知します。(受付店→ 銀行 店(取りまとめ店)→泉大津市)(泉大津市保管)

記入文字例

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

退職者に係る市・府民税の納入申告書について、特別徴収義務者が個人事業主の場合は、特別徴収納付書の裏面の納入申告書には記入せず、こちらの納入申告書に必要事項を記入して本市に直接ご提出ください。

市民税府民税 納入申告書												
泉大津市長 殿 年 月 日提出			年 月 分			人 員		人				
退職手当等支払金額			十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴 収税額	市民税											
	府民税											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。												
(特別徴収義務者) 住所又は〒 所在地 氏名又は 名 称										(受付印)		
個人番号												

※ お手数ですが退職者についてご記入ください。

1	1月1日の住所	泉大津市										
	氏名				退職年月日	年 月 日						
	勤続年数	年	退職金額	円								
	既払済退職金額	円										
	特別徴収税額	市民税	円			府民税	円					
	既払済特別徴収税額	市民税	円			府民税	円					
2	1月1日の住所	泉大津市										
	氏名				退職年月日	年 月 日						
	勤続年数	年	退職金額	円								
	既払済退職金額	円										
	特別徴収税額	市民税	円			府民税	円					
	既払済特別徴収税額	市民税	円			府民税	円					

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額を払い込む際、泉大津市以外のゆうちょ銀行・郵便局をご利用される場合は、そのゆうちょ銀行・郵便局を当市の市・府民税取扱店(局)として指定しなければなりません。

裏面の通知書にご利用されるゆうちょ銀行・郵便局名をご記入の上、当初納入される際、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

前年度利用したゆうちょ銀行・郵便局は、本年度も引き続き利用できますので改めて「指定通知書」を提出する必要はありません。

ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書

年 月 日

ゆうちょ銀行 店長殿
郵便局長殿

泉大津市長 南出 賢一



貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に
より、当市の市・府民税(特別徴収税額)取扱
店(局)に指定しましたので通知します。

認可又は承認番号 郵一業第1528号

口座番号 00920-5-960037

加入者名 泉大津市会計管理者

取りまとめ店 〒539-8794
大阪貯金事務センター

退職所得に係る 市民税 特別徴収税額納入申告書兼内訳書の書き方
府民税

1. この納入申告書兼内訳書の各欄には、次のように記入してください。

①「特別徴収義務者」欄には、名称・所在地又は住所・法人番号又は個人番号を記入してください。

特別徴収義務者が個人事業主の場合は、マイナンバーの番号確認書類及び本人確認書類が必要です。

②「住所又は居所」欄には、退職金の支払いを受ける者の住所又は居所を記入してください。

③「役職名」欄には、会社その他の法人の取締役、理事、監事、清算人その他の役員または相談役もしくは顧問などである場合に、その役職名を記入してください。

④「就職年月日」・「退職年月日」・「勤続年数」欄には、勤続年数期間を記入してください。

(勤続年数に1年未満の端数があるときは、これを1年とします。)

例 就職年月日 平成20年6月28日 退職年月日 令和7年6月28日
勤続年数 17年1日 → 18年

2. 退職金の支払いを受ける者が次のいずれかに該当する場合は、退職所得申告書の写しを添付してください。

①本年中または、前年以前4年前以内に支払いの確定した退職金の支払いを受けたことがある場合

②「退職所得申告書」に支払い済みの他の退職金があると記入されている場合

退職所得に係る 市民税 特別徴収税額納入申告書兼内訳書
府民税

受付印

(あて先) 泉大津市長 年 月 日 提出	特別徴収義務者	名 称 (氏名)											連絡先	所属 氏名 電話
		所在地 又は 住所 (居所)												
		法人番号又は個人番号												

年 月 分	納 入 年 月 日		人 員		納 入 金 額		義 務 者 指 定 番 号	
	年	月	日	人	円		円	

キ リ ト リ 線	住 所 又 は 居 所									
	役 职 名									
	氏 名									
	退職手当等の支払金額	円								
	支払い済みの 他の退職金額	円								
	支払い済みの 他の退職金額	円								
	就 職 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	退 職 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	勤 続 年 数	年		年		年		年		
	退職所得控除額	円								
退職所得控除後の金額	円									
市 民 税 額	円									
府 民 税 額	円									
税 額 合 計	円									

給与所得者が退職・転勤など異動があった場合

特別徴収義務者は給与所得者に異動（退職・転勤等）があった月の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を市長あてに提出しなければならないことになっています。

事業所



退職

残税額を一括徴収
する しない?

（退職日が1月1日から4月30日
までの場合は残税額を一括徴
収することが義務づけられて
います。）

する

給与所得者異動届出書を作成
(9ページの②一括徴収の場合も記入してください。)

※従業員が国外転出するとわかっている場合は、
一括徴収にご協力ください。

しない

給与所得者異動届出書を作成
(9ページの③普通徴収の場合も記入してください。)

転勤

新特別徴収義務者が継続して
納税していただく場合

給与所得者異動届出書を作成
(9ページの①特別徴収の場合も記入してください。)

名称・所在地等の変更

就職・復帰など

市民税・府民税・森林環境税特別徴収への切替申請書を作成
(11ページ)

給与から差し引きする月を
考慮して提出してください。

事業所の名称・所在地等に変更があった場合

特別徴収義務者の名称・所
在地等の変更届出書を作成
(10ページ)

すみやかに提出してください。

その理由が発生した翌月の10日までに提出してください。



泉大津市

給与所得者異動届出書の記載のしかた

※記入例はホームページで公開しています。作成の参考にしてください。

泉大津市ホームページ上段の検索ボックスに「市税の申込書」と入力して検索してください。

婚姻等で、税額の通知書上の氏名と異なった場合に記入してください。

異動された納税者の
氏名・生年月日・個人
番号・住所

退職等で、令和7年1月1日現在の住所に変更がある場合は、新しい住所を記入してください。

転勤等により新しい勤務先へ行かれる場合は、その名称・所在地等を記入してください。その際、新しい勤務先に月割額を連絡されている場合は、右となりの欄に税額と月を記入してください。

特別徴収税額の決定・
変更通知書に記載され
た特別徴収税額を記入
してください。
なお、年の中途で税額
変更のあった方につい
ては変更後の年税額を
記載してください。

特別徴収義務者の個人番号又は法人番号を記入してください。
個人事業主の場合は、個人番号（マイナンバー）の番号確認書類及び本人確認書類が必要です。

税額の通知書でお知らせしました、指定番号を必ず記入してください。

該当する事由の記号
を□に記入してください。

特別徴収することができなくなった事由の数字・記号を□に記入してください。
4休職には育児休業も含まれます。8を選択した場合は□内に理由を記入してください。

給与または退職手当等のそれぞれから徴収された、一括徴収税額を記入してください。

一括徴収税額を何月分で納入するかを記載。毎月の分と合算して納入してください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住 所)	〒 一 ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指 定 番 号			
		名 称 (氏 名)												係		
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			11	12
泉大津市長宛														電話	一 一	

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

				変 更 前 (旧)		※変更項目のみ記入してください。										変 更 後 (新)		※変更項目のみ記入してください。												
事 項	フ リ ガ ナ																													
所 在 地	書類送付先	〒 一				〒 一																								
フ リ ガ ナ	名 称																													
電 話 番 号	法 人 番 号 (個人番号は記載不要)	—		—		—										—		—		—										
変 更 理 由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転		2. 送付先変更		3. 社名(名称)変更		4. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】										5. 合併による変更【下欄を記入してください。】		6. その他 ()											
統合・合併後の指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。												統合・合併される事業所	所 在 地		〒 一														
	2. 統合・合併先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。													フ リ ガ ナ																
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。 ※ 法人番号を変更する場合は継続使用できない場合があります。													名 称																
	指定番号													電 話 番 号		— — (内線)														
指定番号												法 人 番 号																		
												特別徴収義務者 指 定 番 号																		

※ 法人番号を変更する場合は継続使用できない場合があります。

市民税・府民税・森林環境税 普通徴収から特別徴収への変更依頼書

※ 法人番号欄について、特別徴収義務者が個人事業主の場合は記載不要です。

年 月 日 (あて先) 泉大津市長	給 (特 別 徴 収 義 務 者 者)	所 在 地 フリガナ	特別徴収義務者 指 定 番 号												<input type="checkbox"/> 新規
			受 給 者 番 号												
		名 称	連 絡 先 (担 当 者)												
			所 属												
		代表者の 職氏名印	氏 名												
電 話 () -															
給 与 所 得 者	フ リ ガ ナ	通 知 書 番 号 (普通徴収分)													
	氏 名														
	住 所	普 通 徴 収 (個 人 納 付)												<input type="checkbox"/> 期分まで納付済	
	生 年 月 日	T · S · H · R			年			月			日			特 別 徴 収 (給 与 天 引)	
	申 請 理 由	納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)												<input type="checkbox"/> 月分から希望します (翌月10日納期限分から) <input type="checkbox"/> 番号を記入	
備 考															

※注意事項

- 特別徴収開始月は、翌月分より対応できます。ただし、毎月20日を過ぎてご連絡いただいた分につきましては、翌々月から開始となりますので、ご了承ください。
なお、税額変更通知書は原則、毎月20日(6月を除く)までに届いたものは届いた月の月末、21日以降に届いたものは届いた月の翌月末に送付します。
- 二重納付防止のため、納税者宛に送付された普通徴収の納付書と納付した期分がある場合は、領収書のコピーを同封してください。
- 普通徴収納期限が過ぎた税額については、特別徴収に切り替えることができません。
- 申請年度の初日(4月1日)において65歳以上の方の公的年金等所得にかかる市民税・府民税・森林環境税額は、給与からの特別徴収に切り替えることができません。

市・府民税(特別徴収)納期の特例に関する申請書

令 和 年 月 日	所在地(住所)
名称(氏名)	
(あ て 先) 泉 大 津 市 長	特別徴収義務者 指定番号
法人番号	

地方税法第321条の5の2(法第328条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

常時勤務者	臨時勤務者
給与の支払いを受ける者の人数	人

次年度以降の継続更新 する • しない

※継続更新については、継続して市・府民税が課税された場合のみです。

最近における地方税の滞納 有 • 無

1. 現に市税の滞納又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細

2. 申請の日前1年内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日

上記届出により地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例を(承認・却下)してよろしいか。	決	課長	課長補佐	係長	担当者
	裁				

◆市・府民税(特別徴収)の納期の特例の制度について

- この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与所得の支払いを受ける人数(従業員の総数)が常時10人未満である特別徴収義務者です。
- この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払いに係る給与所得及び退職所得について特別徴収した市・府民税は、それぞれ次に掲げる納付期限までに納入することになります。

給与の支給期間	退職手当等の支給期間	納付期限
6月から11月までの支給分	6月から11月までの支給分	12月10日まで
12月から5月までの支給分	12月から5月までの支給分	6月10日まで

税務課受付印